

地域農業の持続 = 地域の持続

**「めぐみ」あふれる農地を守る
チームかわの新田**

**令和 8 年 6 月 10 日
令和 8 年度 地域計画推進研修会**

一般社団法人 **かわの新田**
(豊丘村役場 産業振興課)



豊丘村「河野新田」

昭和50年農業構造改善事業により整備
事業費5.6億円 整備面積75ha

私たちの暮らしを支える

河野新田の「めぐみ」



田んぼや農村の

いろいろな役割

食べものを作る
おいしく、栄養のバランスもよく、日本人の主食として愛されているお米を作る。
4ページ

環境を守る
生ゴミを肥料に変え、空気や水をきれいにし、夏の暑さをやわらげる。
10ページ

生きものを育て
植物やトンボ、メダカ、カエル、鳥など、いろいろな生きものをいのちを育てる。
12ページ

心と体を元気にする
田んぼの生きものや自然にふれて楽しむことで、心と体をリフレッシュする。
18ページ

災害を防ぐ
雨水を一時的にため、洪水や土砂くずれなどの自然災害を防ぐ。
6ページ

水を育む
水をゆつくりと地面にしみ込ませて、川の水や地下水の量を安定させる。
8ページ

美しい風景を保つ
季節ごとの美しい風景をつくりだし、そこで暮らす人、訪れる人の心をなごませる。
15ページ

地域農業を守ることは 地域や暮らしを守ること

私たちの祖先が苦勞の末に築き上げ、大切に守ってきた田んぼ。田んぼや農村の役割は、私たちの大事な主食となるお米を作るだけではありません。たとえば雨水を受け止めて洪水や土砂くずれを防いだり、夏の暑さをやわらげたり、多くの生きものすみかにもなっています。また、お祭りなどの伝統文化を守ったり、美しい風景で人の心をなごませたりします。田んぼや農村はいろいろな役割で私たちみんなの暮らしを支えているのです。

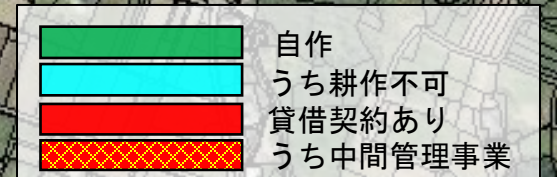
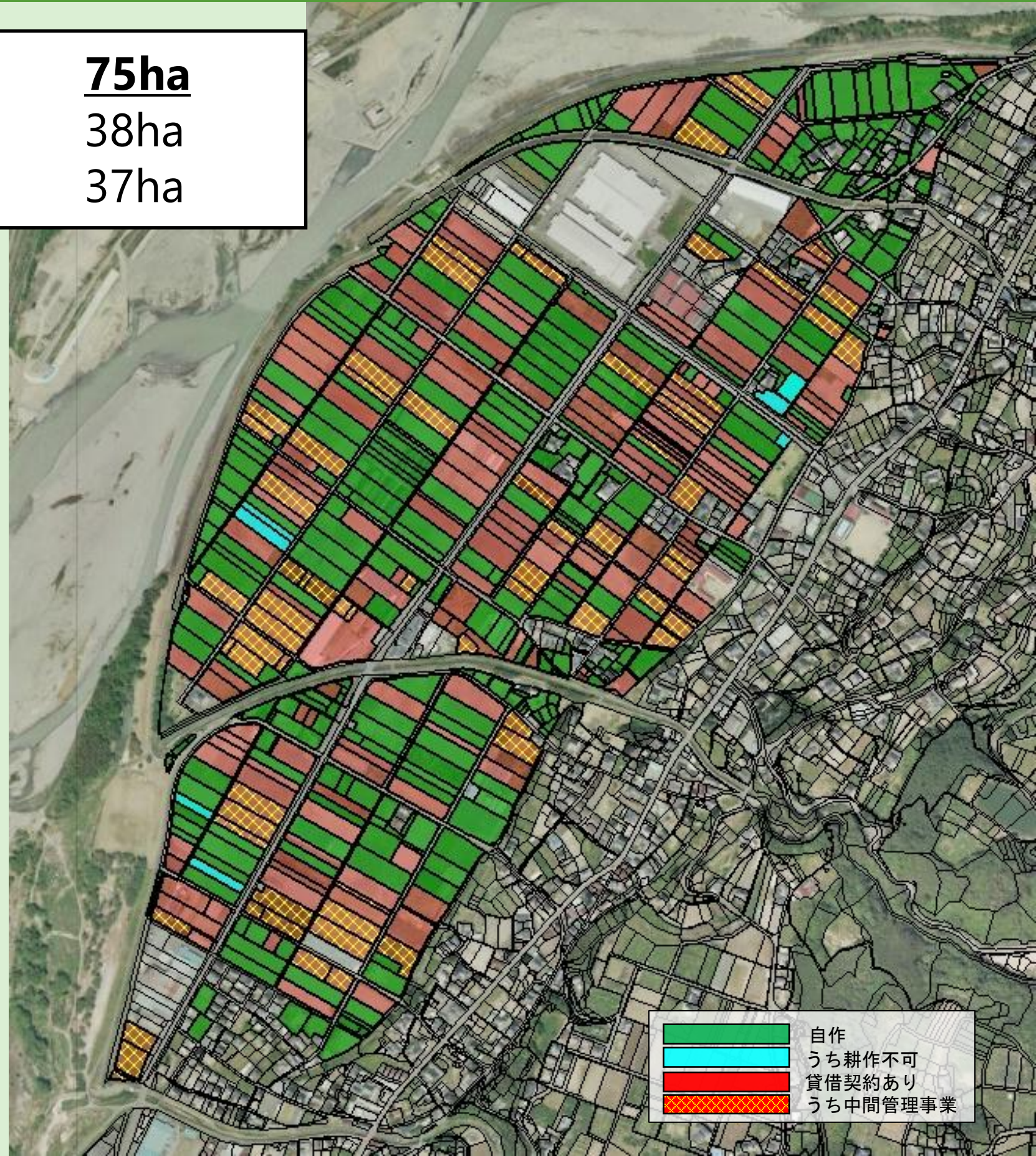
わあー
すごいね
こんなにいろんな
役割があるんだ。



河野新田農地	面積	75ha
└うち自作	面積	38ha
└うち貸借	面積	37ha

所有している農地を...

● 全て自作	84人
● 一部自作 + 一部を貸している	47人
● 全て自作 + 農地を借りている	25人
● 全て貸している	75人
● 全て貸している + 農地を借りている	3人
● 一部自作 + 一部を貸している + 農地を借りている	4人
合計（農地所有者合計）	238人
● 全て借りている（所有農地無し）	33人
総計（関係者合計）	271人



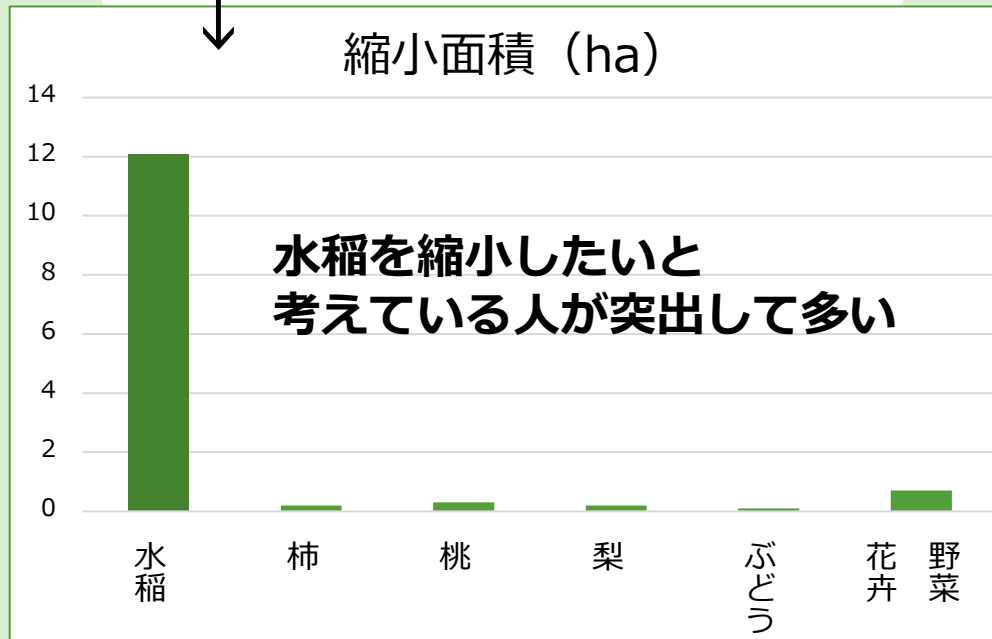
5年後について意向調査

【耕作者の意向】

規模縮小・辞めたい
人数 **20人**
面積 **13.7ha**

←→

規模拡大したい
人数 **2人**

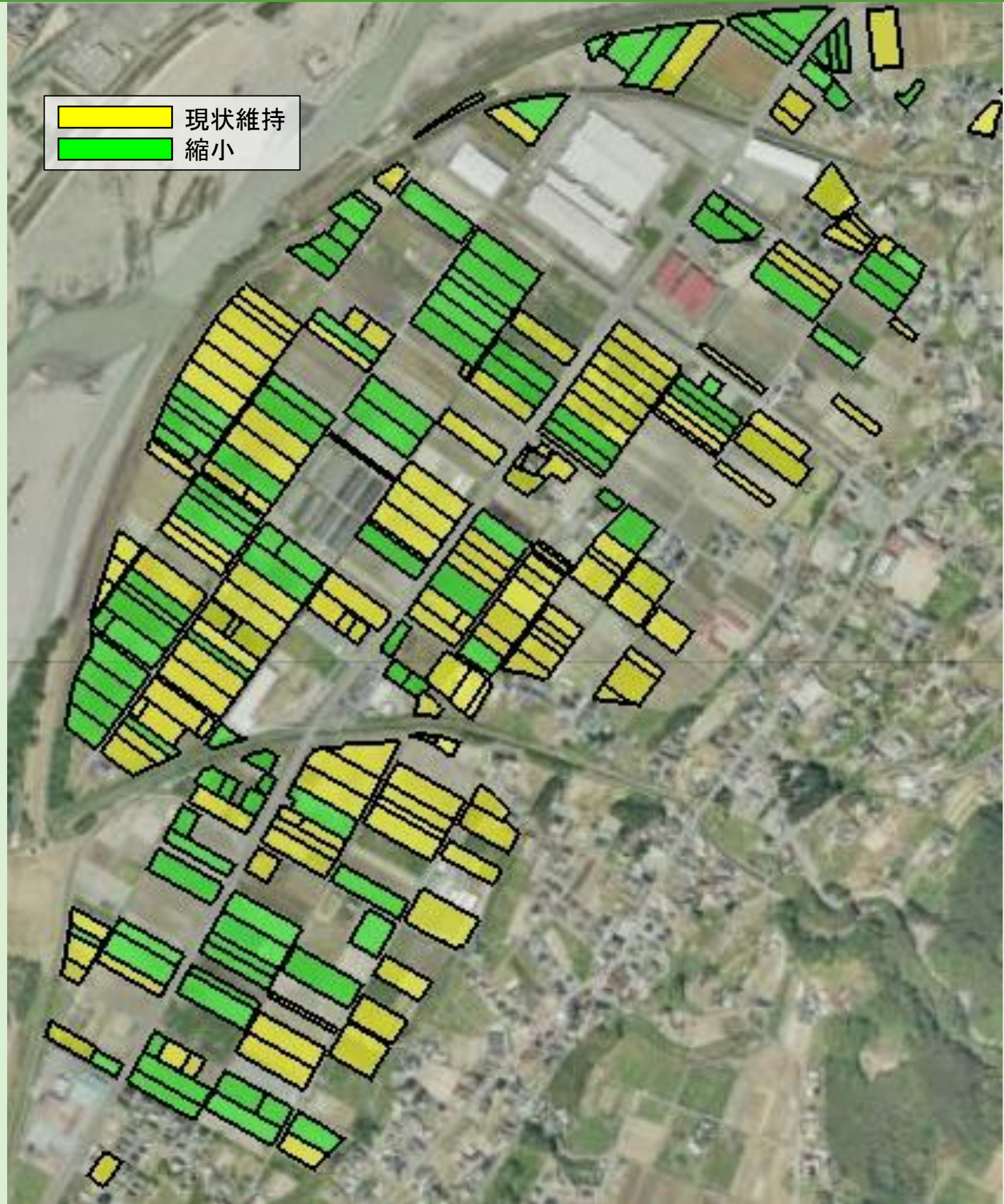


【農地所有者の意向】

貸している農地が返ってきたら？

- ・ 誰かに貸したい **56人**
- ・ 自分が耕作 4人
- ・ 自分が管理 2人

貸したいが、借りる人がいない



河野新田 水田 50ha

自作
26ha
(52%)

放棄
1ha
(2%)

貸借
23ha
(46%)

5年後 **24%** が耕作放棄地

自作
26ha
(52%)

放棄
12ha
(24%)

貸借
12ha
(24%)

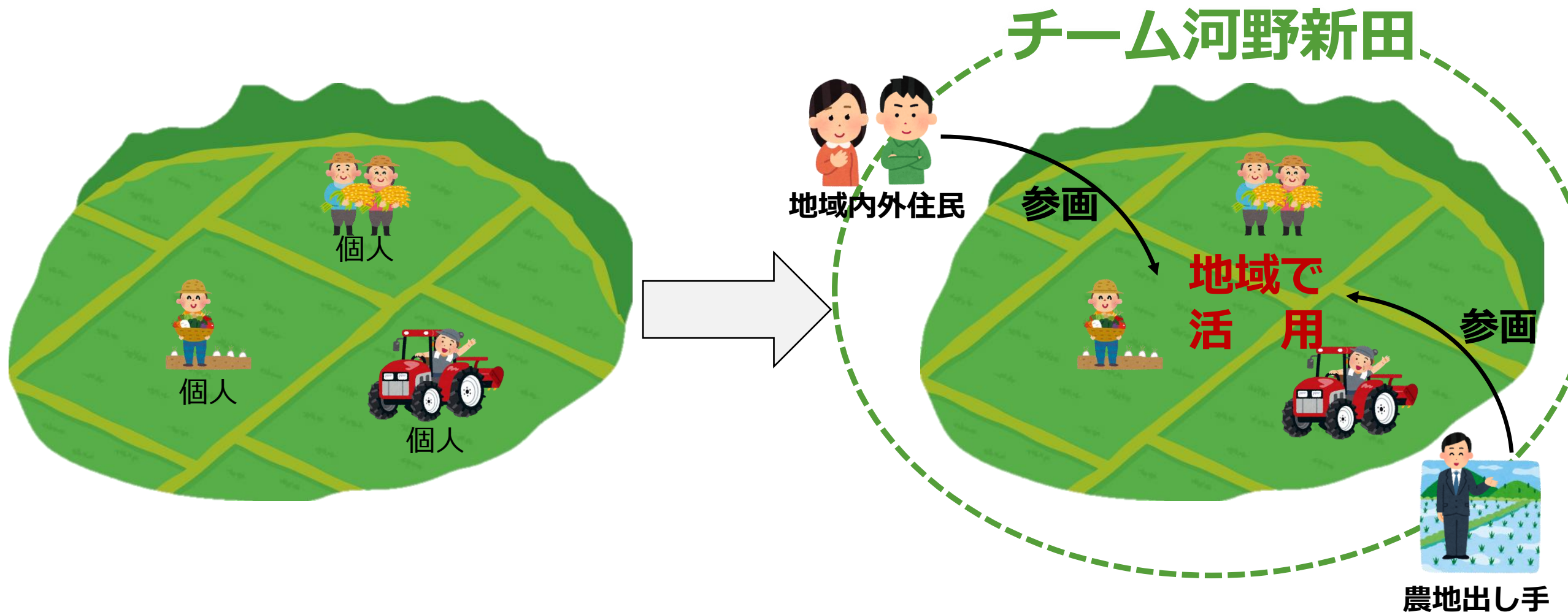
地域課題

このまま何もしないと…
**農地が荒廃し、
地域が荒廃する**

**河野新田の
「めぐみ」が失われる**

個人プレーから**チームプレー**に

個の農家で解決できない問題は、
地域全体で課題解決を目指す！



農地
「所有」 = 個人
「活用」 = 個人

農地
「所有」 = 個人
「活用」 = **地域**

今、なぜ集落営農なのか

深刻な担い手不足

農業者の5割が**70歳以上**
農家の7割に**後継者がいない**

農地の荒廃

5年後、**担い手不足**により
特に水田は**25%**が耕作されなくなる

「めぐみ」が失われる

農地が荒廃し、農地が持つ多面的機能

「めぐみ」が失われる

- ・ 食料供給・環境保全・国土保全・景観形成
- ・ 水源涵養・洪水防止・伝統文化・生物多様性

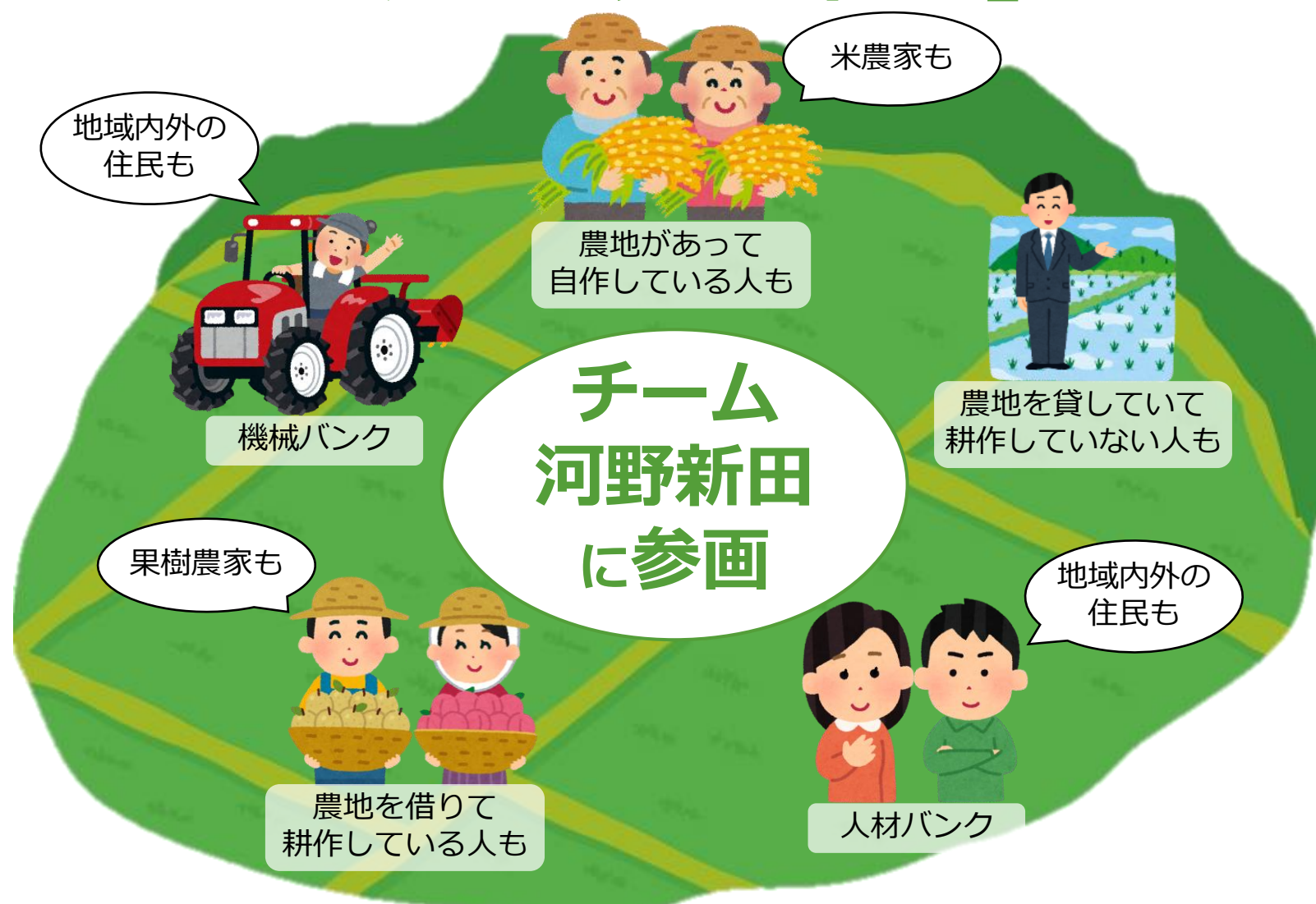
農村にとって農地の荒廃は
地域の荒廃を意味する

地域で守る

「地域農業」「農地」を守ることが、
「地域」を守ること。
自分事と考え

今、動かないと！

地域住民が力を合わせ、地域で農地を守る 「チーム河野新田」



「チーム河野新田」を具現化する
地域を守るための、地域の会社

河野新田集落営農法人
一般社団法人 かわの新田

地域住民が法人に参画 地域全体で農地を守る チーム河野新田

賛助会員

- ▶ 議決権「無」
- ▶ 年会費「無」
- ▶ 加入金「無」



機械バンク (内外の地域住民)

一般正会員

- ▶ 議決権「有」
- ▶ 年会費 3千円
- ▶ 加入金「無※」



農地所有者で自作

準会員

- ▶ 議決権「無」
- ▶ 年会費 3千円
- ▶ 加入金「無」



農地を有しない耕作者

一般社団法人 かわの新田

一般正会員

- ▶ 議決権「有」
- ▶ 年会費 3千円
- ▶ 加入金「無※」



農地所有者で耕作していない

賛助会員

- ▶ 議決権「無」
- ▶ 年会費「無」
- ▶ 加入金「無」



農業バイト等
人材バンク (内外の地域住民)

地方公共団体正会員

- ▶ 議決権「全体の1/2」
- ▶ 年会費「無」
- ▶ 交付金等による法人支援

豊丘村

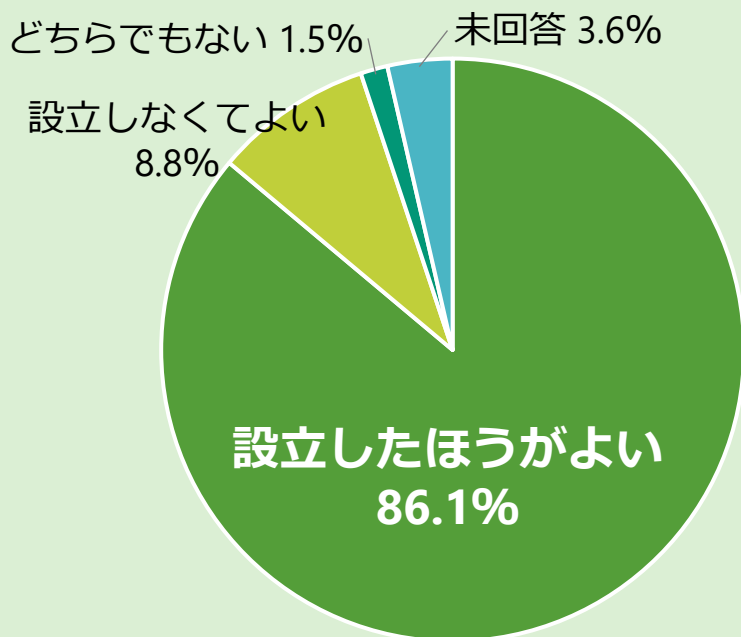
※設立時会員は加入金無し

今、動くとき！ 法人設立に多くの方が賛同

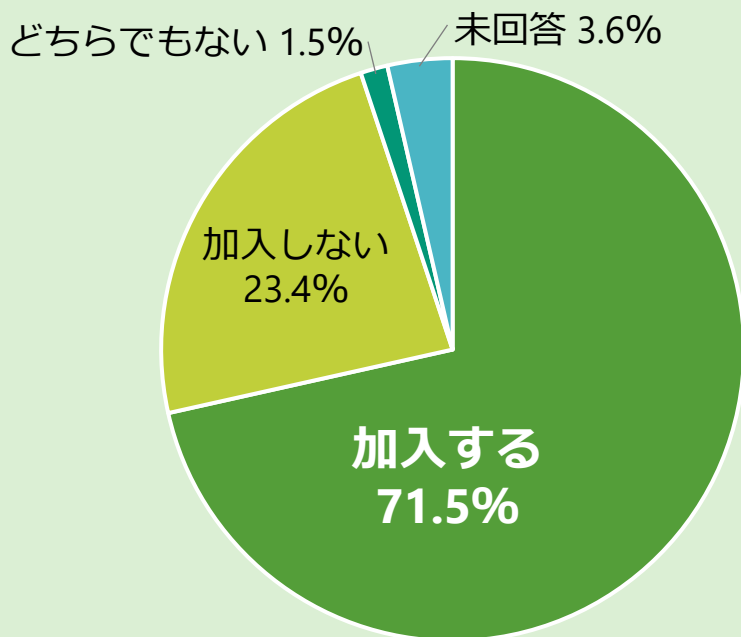
法人設立に関するアンケート

回答率50.2%

集落営農法人の設立について

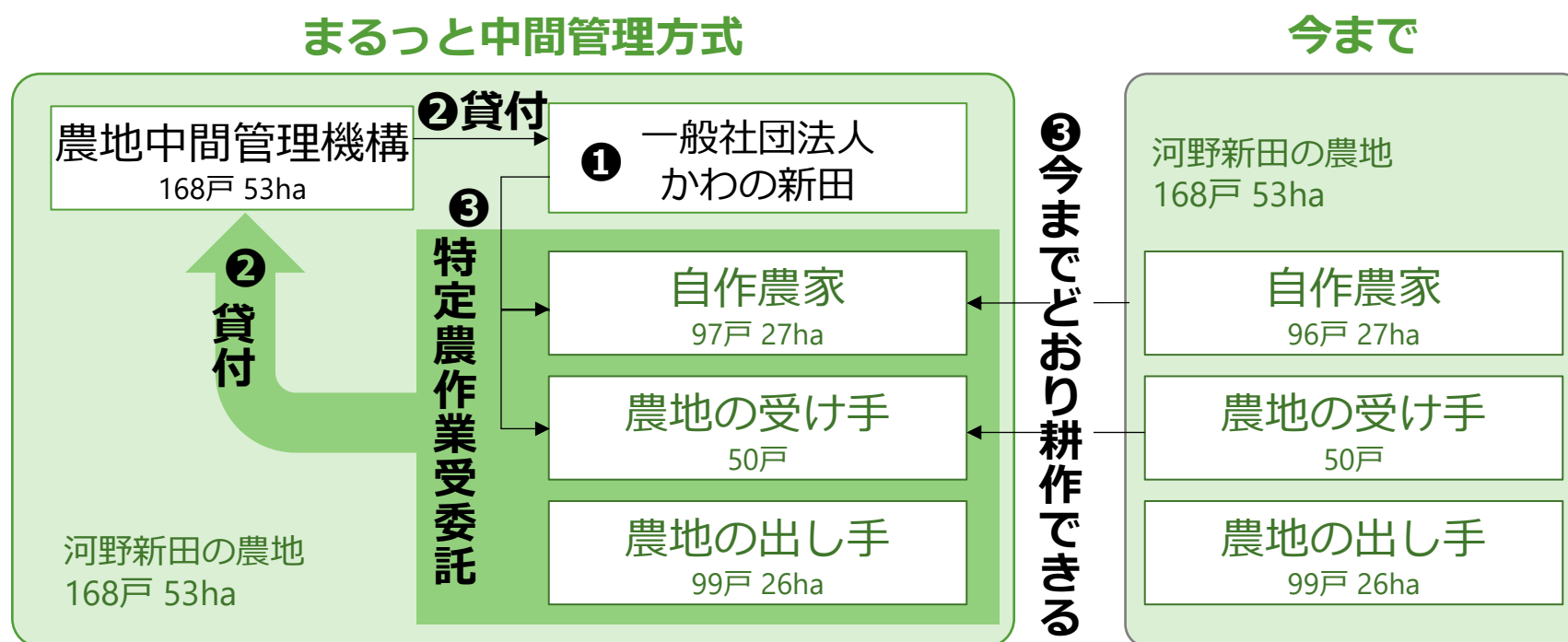


集落営農法人の設立について



(一社) かわの新田を動かす仕組み 「地域まるっと中間管理方式」

- ① 営農と農地の利用調整を担う集落営農法人（一社）かわの新田を設立
- ② 農地中間管理機構を通じて河野新田の農地を（一社）かわの新田に貸付
- ③ 自作農家や受け手は特定農作業受委託により今までどおり耕作



参考：農地中間管理事業



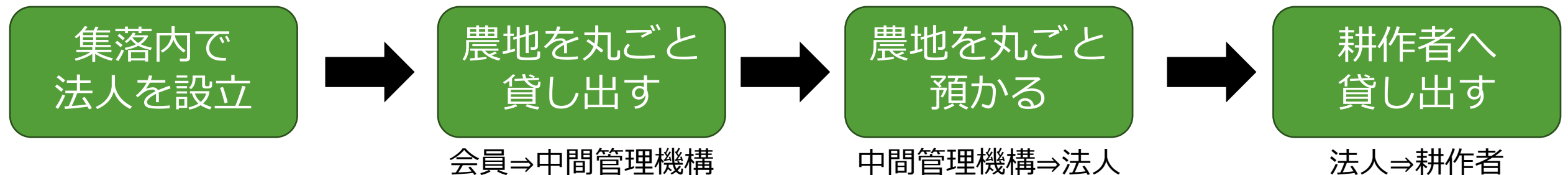
メリット

- 農地を貸したい人（出し手）
 - ・ 機構が確実に賃料を支払います。
 - ・ 契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。
- 農地を借りたい人（受け手）
 - ・ 農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
 - ・ 借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括支払いで済みます。

地域まるっと中間管理方式とは

地域の農地を法人が丸ごと借り受けて守る手法

<イメージ>



1. 法人と耕作者との**特定農作業受委託契約**により、
 - ・ いままでどおり耕作できる
 - ・ まとまった農地で作業をすることができる（法人の裁量で集積・集約）
2. **農地集約化促進事業（国庫交付金）**の交付を受けられる（R8から）
 - ・ 旧機構集積協力金（地域集積協力金）
3. 一般社団法人（非営利型）の場合は、**税制上の優遇**を受けられる
 - ・ 農地集約化促進事業（旧機構集積協力金）が非課税

地域まるっと中間管理方式とは

地域の農地を（一社）かわの新田が丸ごと借り受けて守る手法

<イメージ>

集落内で
法人を設立

（一社）かわの新田

R 7 . 8 . 5
設 立

53.2 ha (415筆)

会 員 180人

〔 一般正会員 158人
準 会 員 22人 〕

農地を丸ごと
貸し出す

会員⇒農地中間管理機構

R 8 . 1 . 1
貸借契約

農地を丸ごと
預かる

農地中間管理機構⇒法人

R 8 . 1 . 1
貸借契約

耕作者へ
貸し出す

法人⇒耕作者

R 8 . 1 . 1
特定農作業受委託契約

53.2 ha (415筆)

耕作者数 121人

〔 一般正会員 99人
準 会 員 22人 〕

初期の体制整備完了！

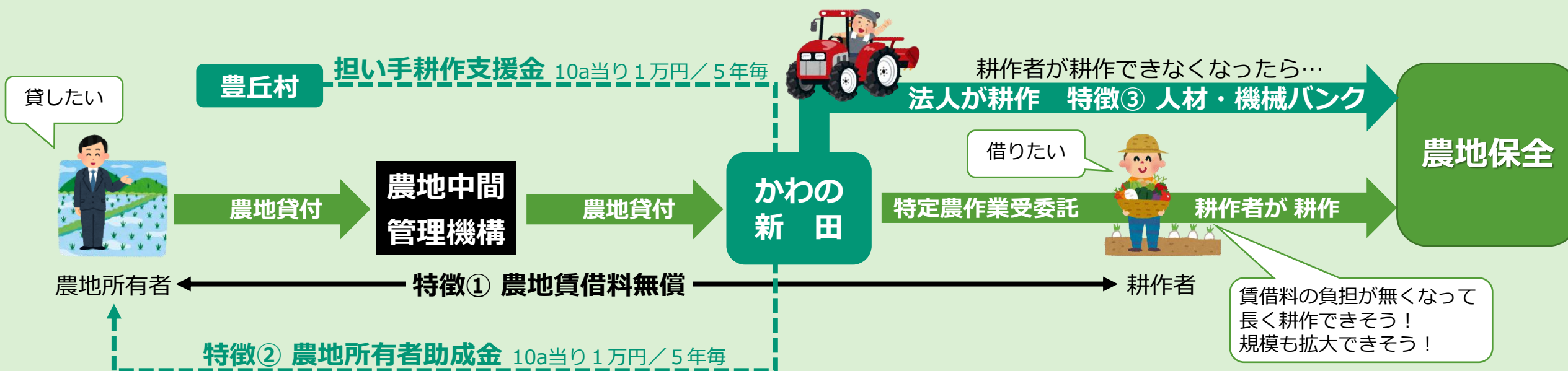
- ① 「まるっと」になっても、いままでどおり耕作可
- ② 耕作者が耕作できないときは法人が支援
- ③ 耕作者が耕作できなくなったら法人が耕作

加入率 面積ベース **70.6%** (53.2ha/75.4ha)
 人数ベース **66.3%** (158人/238人)

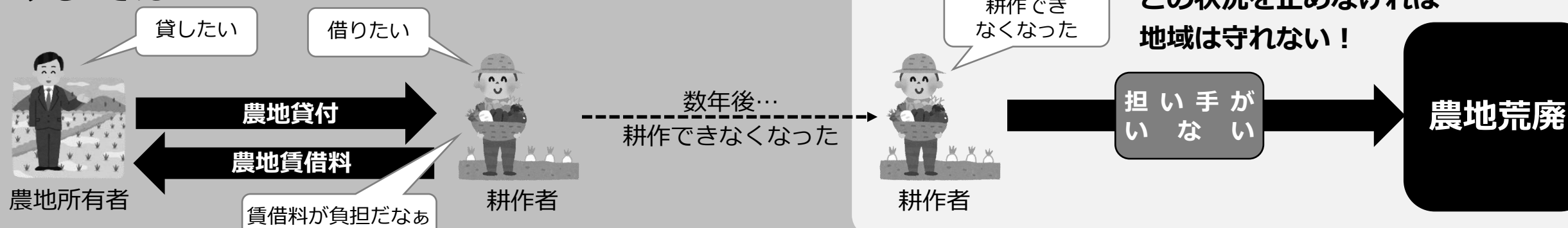
※会員数に係る数値は令和8年5月現在

■ 「河野新田版」 まるっと中間管理方式の3つの特徴

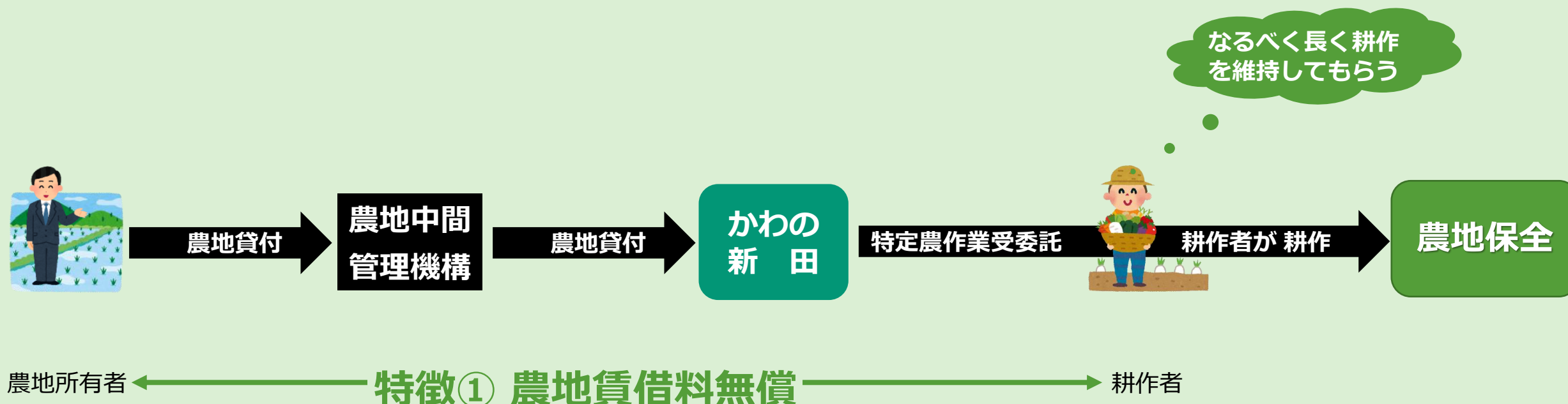
まるっと中間管理方式 + 特徴① 農地賃借料無償化 + 特徴② 農地所有者助成金 + 特徴③ 人材・機械バンク = 河野新田版まるっと



今までは…



■ 特徴① 農地賃借料の無償化



(法人設立準備会での検討経過)

検討経過 1 いままでどおり

- ・ 農地貸主は賃借料を収入
- ↑↓
- ・ 農地借主は賃借料を負担
- ・ 農地借主の負担が大きい



農地貸主

地域農業へ
参画無し

検討経過 2 「共益型」

- ・ 農地の草刈りは農地所有者が行う⇒農地を耕作していない人も自らが行う
- ・ 自ら行うことが難しい人は「草刈管理料 12,000円/10a」を支払う
- ・ 農地貸主の負担が増加

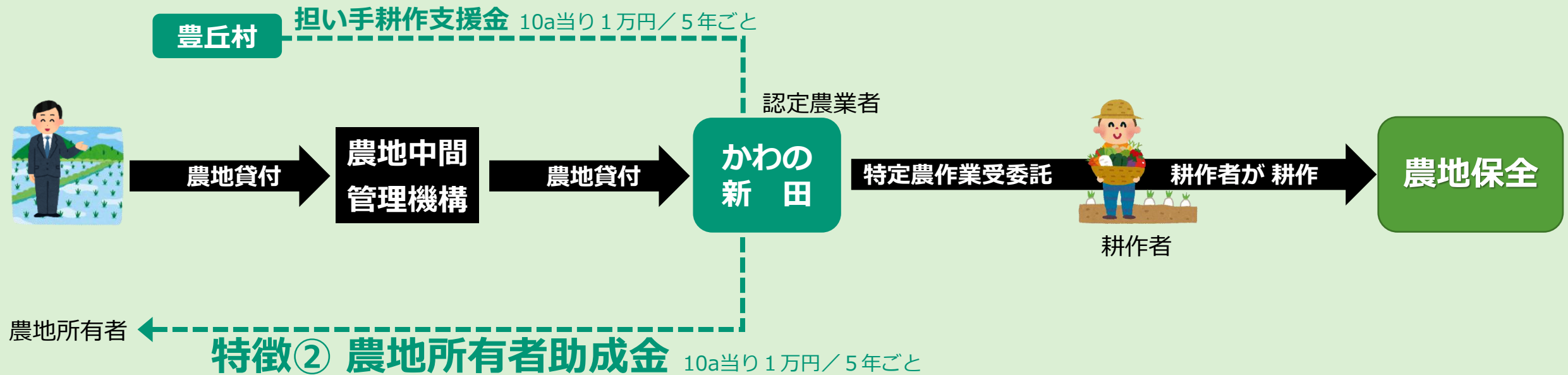
地域農業へ
直接的に参画

検討経過 3 「賃借料無償化」を採用

- ・ 農地の賃借料を無償とする
- ・ 農地の借主は、賃借料の負担がなくなり、耕作維持・規模拡大が期待できる
- ・ 農地貸主は間接的に地域農業に参画 ⇒ 農地保全の一翼を担う

地域農業へ
間接的に参画

■ 特徴② 農地所有者助成金



- ・ 農地賃借料無償化により、農地所有者の賃借料収入が無くなることを考慮し、一般社団法人に交付される村「担い手耕作支援金」を原資に、農地所有者へ「**農地所有者助成金**」を交付する。
- ・ 「担い手耕作支援金」は認定農業者が農地を借りることを支援する村の制度で、**5年毎に1万円 / 10a**が交付される。「**農地所有者助成金**」も同様の算定方法であるため、**1年に換算とすると2千円**となる。河野新田の水田の固定資産税が2千円弱 / 10aであるため、**固定資産税相当額が補填**されることになる。

■ 特徴③ 人材・機械バンク



農地所有者

農地貸付

農地中間
管理機構

農地貸付

かわの
新田

特定農作業受委託



耕作者

耕作者が耕作

農地保全

特徴③ 人材・機械バンク

法人が耕作

人材バンク

地域内外から農作業を請け負ってくれる人を登録

この時期なら
草刈りできるよ

土日作業
できますよ



機械の運転も
できるよ

法人の重要な取組「人材・機械バンク」

機械バンク

地域内外から所有している機械を貸してくれる人を登録

この時期に
トラクター
出せるよ



自分の田植えが
終わったらOK

法人からの依頼で農作業を行い、法人からその対価が支払われます

STEP 1 スモールスタート「助走期間」

法人スタート1～3年 「まるっと」「集落営農」を落とし込む

- └ 耕作できる人は、耕作を維持してもらう
 - └ 法人は、耕作者がいない農地を保全管理
 - └ 法人は農業用機械を所有しない
 - └ 「機械バンク」「人材バンク」を導入
 - └ 村と連携して担い手を育成（地域おこし協力隊）
- 当面、法人は大きな経営をしない

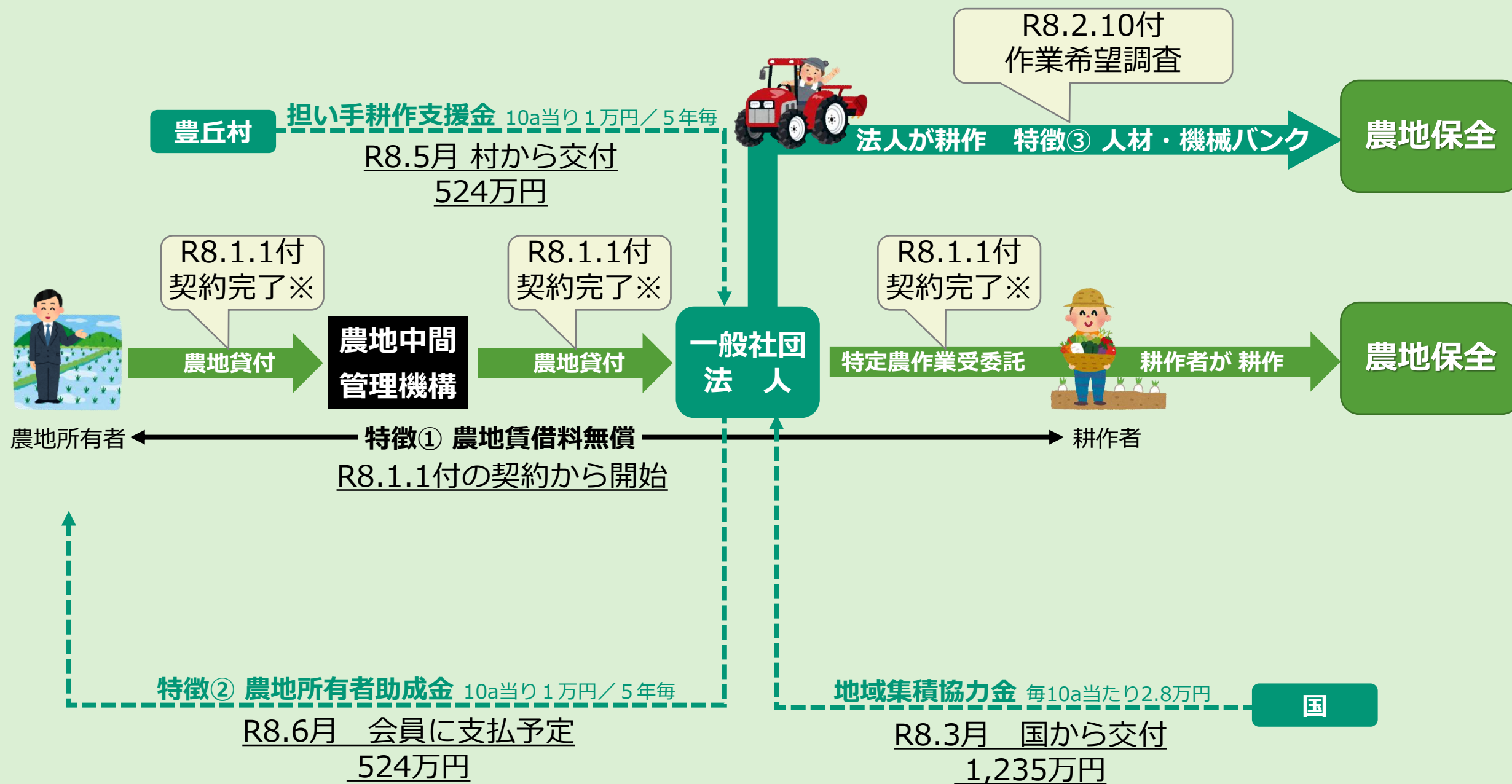
STEP 2 スモールステップ

法人スタート4～5年 「集落営農」の運用を拡大する

- └ 法人は耕作者がいない農地の拡大に対応
- └ 果樹農地の保全管理にも対応を拡大
- └ 法人は「機械バンク」「人材バンク」の活用を拡大

■ 「河野新田版」 まるっと中間管理方式 【現在の状況】

まるっと中間管理方式 + 特徴① 農地賃借料無償化 + 特徴② 農地所有者助成金 + 特徴③ 人材・機械バンク = 河野新田版まるっと



ご清聴ありがとうございました